

審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 10

処 分 名	道の駅利用料金変更承認申請書	
処 分 の 概 要	利用料金の額の変更を承認をする。	
根 拠 法 令 名	松山市道の駅条例(平成16年条例第89号)	
条 項	第12条第2項	
所 管 課	地域経済課	
経由機関での処理期間		なし
所管課での処理期間		14日
標 準 処 理 期 間	計	14日
判 断 基 準	松山市道の駅条例施行規則第8条を基準とする。	
<p><b>【根拠法令等】</b>          &lt;松山市道の駅条例&gt;          (利用料金)          第12条 使用者は、利用料金を指定管理者に納入しなければならない。          2 利用料金は、別表に掲げる金額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定めるものとする。承認を得た金額を変更しようとするときも、同様とする。          (別表省略)</p> <p>&lt;松山市道の駅条例施行規則&gt;          (利用料金の変更承認)          第8条 指定管理者は、条例第12条第2項の規定により承認された利用料金を変更しようとするときは、道の駅利用料金変更承認申請書(様式第10号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。          2 市長は、前項による利用料金の変更を承認したときは、道の駅利用料金変更承認書(様式第11号)を指定管理者に交付する。</p>		

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
 それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。